

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		放置自転車等対策事業				<b>事業開始年度</b>		昭和57年度				
<b>上位施策名</b>		自転車利用の環境づくり				<b>担当局</b>		都市整備局				
<b>根拠法令等</b>		高松市自転車等の適正な利用に関する条例				<b>担当課</b>		都市計画課				
<b>実施の背景</b>		駅周辺等に放置自転車等があふれ、通行障害及び都市景観の阻害等の問題が生じており、撤去、移送等の放置自転車等対策が必要であった。										
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		公共の場所等において、交通に支障を生じさせている放置自転車等の撤去及び自転車等利用者への正しい自転車利用の啓発を行うことにより、良好な都市環境の保持及び向上を図り、快適で安全なまちづくりを目指す。										
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	放置自転車等禁止区域（JR高松駅周辺・サンポート高松地区、中央通り・美術館通り・国道11号（中央通り～フェリー通り）、琴電瓦町駅周辺、JR栗林駅周辺、琴電栗林公園駅周辺、JR端岡駅周辺、琴電片原町駅周辺）及びその他の区域（禁止区域以外の公共の場所）										
	<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金										
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<p>本事業は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」及び「同施行規則」を制定し、市街地中心部の主要な鉄道駅など多くの利用者が見込まれる地域を対象として「放置自転車等禁止区域」を指定した。</p> <p>その禁止区域及びその他の区域（禁止区域以外の公共の場所）に放置されている自転車等に対し警告札を貼り付け、禁止区域内では2時間以上、その他の区域については7日以上経過した自転車等を対象に撤去・移送するとともに、保管及び返還を行うものである。</p>										
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管期間の過ぎた放置自転車のうち、再利用が可能なものについて所有権を取得し、レンタサイクルとして再利用する。</li> <li>・ 上記と同様に所有権を取得した自転車を自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却する。</li> </ul>										
<b>コスト</b>			26年度（予算）		25年度（決算）		24年度（決算）		23年度（決算）			
	<b>事業費合計</b>		40,495 千円		38,481 千円		40,423 千円		46,892 千円			
	<b>事業費内訳</b> (平成25年度分)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置自転車等撤去業務委託料（禁止区域、その他区域） 35,382千円</li> <li>・ 放置自転車管理システムリース料 1,205千円</li> <li>・ 放置自転車等禁止区域標識等設置工事 277千円</li> <li>・ その他（需用費、旅費等） 1,617千円</li> </ul>									
	<b>人件費</b>		0.7 人	5,068 千円	0.8 人	5,792 千円	0.8 人	5,954 千円	0.8 人	6,048 千円		
	<b>総事業費</b>		45,563 千円		44,273 千円		46,377 千円		52,940 千円			
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>											
	<b>地方債</b>											
	<b>その他特財</b>		9,422 千円		9,268 千円		8,751 千円		8,762 千円			
			その他特財の内容 県負担金、移送保管料等									
	<b>一般財源</b>		36,141 千円		35,005 千円		37,626 千円		44,178 千円			
<b>財源合計</b>		45,563 千円		44,273 千円		46,377 千円		52,940 千円				

## 平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	放置自転車等対策事業			事業開始年度	昭和57年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	放置自転車等禁止区域道路延長	m	9,070	9,070	8,680	
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	放置自転車等警告件数	件	60,214	63,395	67,814	
成果目標 (目標設定理由等)	放置自転車等の撤去件数を前年度より減少させる。					
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	放置自転車等撤去件数	件	7,630	7,890	7,685	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>駐輪場整備や放置自転車対策により放置自転車等は減少傾向にあり、警告及び撤去件数も減少しているが、未だにJR高松駅周辺・サンポート高松地区、琴電瓦町駅周辺では放置自転車等が多く、今後も事業を継続的に実施することが必要である。</p> <p>特に、日本一のちゃりんこ便利都市を目指し、自転車利用を推進している本市では、放置自転車等の対策は重要であり、撤去及び移送は最も効果がある方策であることから、今後も現行の施策を継続的に実施することで、自転車等の適正な利用を一層推進する。</p>					
住民意向分析	<p>本市が平成23年に行った自転車等利用者意向アンケート調査では、鉄道駅や市街地の放置自転車等に関して8割以上の利用者が問題と回答しており、自転車等の駐車に対する規制は、9割以上が必要と回答している。</p>					
類似都市の状況	<p>四国内の他3市（松山市、徳島市、高知市）ともに、本市と同様な放置自転車等の対策に関する条例を制定し、放置自転車の禁止区域を定め、自転車等の撤去・移送を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市「松山市自転車等の駐車対策に関する条例」</li> <li>・徳島市「徳島市における自転車の放置の防止に関する条例」</li> <li>・高知市「自転車等の放置の防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」</li> </ul>					
備考						

## 放置自転車等対策事業

本市では、「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」及び「同施行規則」に基づき放置自転車等の禁止区域を指定し、その区域及びその他の区域（禁止区域以外の公共の場所）において、自転車等の撤去・移送、保管、返還及び処分を行っています。

### 1. 放置自転車等の撤去・移送、保管、返還及び処分の流れ

#### ① 撤去・移送

放置自転車等に警告札を貼り付け、放置自転車等禁止区域内は2時間以上、その他の区域(禁止区域以外の公共の場所)については7日以上経過した自転車等を対象に撤去・移送します。

#### ② 保管

移送した放置自転車等については、高松市が保有する保管所に60日間保管します。

また、保管した自転車の防犯登録番号や原動機付自転車のプレート番号を所轄団体(警察署・自治体)に照合し、所有者の確認ができた自転車等については速やかに引き取るように通知(=返還通知書の送付)します。

#### ③ 返還

返還する放置自転車等については、所有者であることを確認し、同移送保管費(自転車1台につき1,500円、原動機付自転車1台につき2,500円)を徴収した後返還します。

#### ④ 処分

保管した放置自転車等の引き取り通知をした後、保管期間が過ぎても所有者による引き取りがない場合、所有権を放棄したものと判断して処分を告知し、原則として破砕処分します。

### 2. 放置自転車等の状況

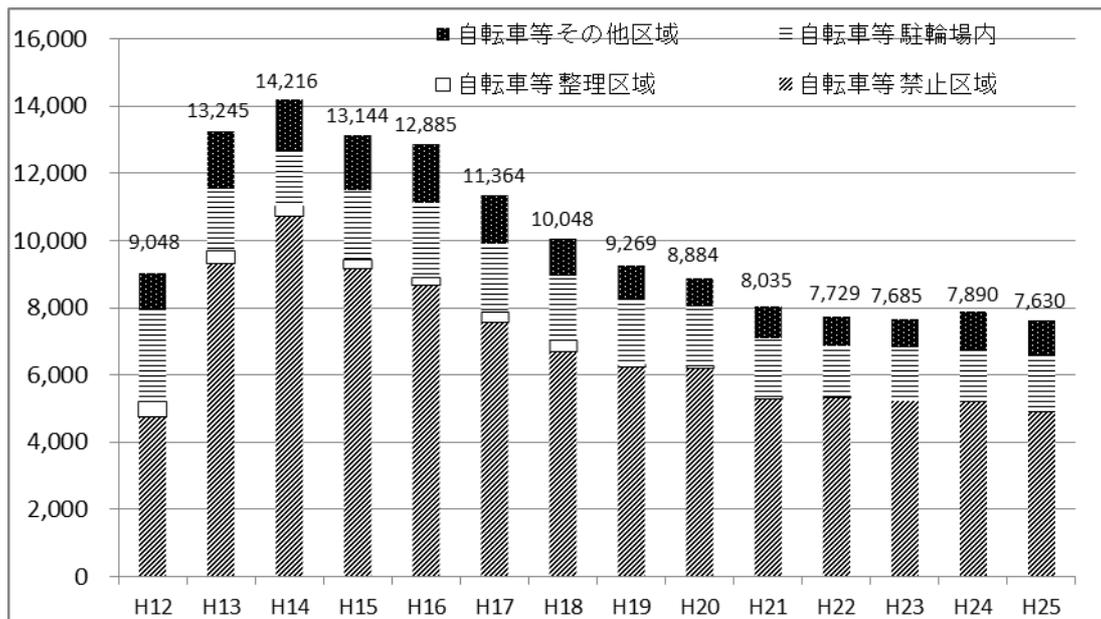


図1. 高松市における放置自転車等撤去数の推移

## 放置自転車等対策事業

- ・平成25年度の放置自転車等撤去数は、7,630台/年であり、このうち放置自転車等禁止区域では4,898台/年の放置自転車等が撤去されています。
- ・撤去台数は、ピーク時(平成14年)から半減しています。
- ・中央通り付近の放置自転車等は近年大幅に減少していますが、JR高松駅周辺・サンポート高松地区や琴電瓦町駅周辺は、未だに放置自転車等が多い状況です。

### 3. 放置自転車等禁止区域

#### (放置自転車等禁止区域)

1. JR高松駅周辺・サンポート高松地区
2. 中央通り・美術館通り・国道11号(中央通り～フェリー通り)
3. 琴電瓦町駅周辺
4. JR栗林駅周辺
5. 琴電栗林公園駅周辺
6. JR端岡駅周辺
7. 琴電片原町駅周辺

